

居宅介護支援事業所のご紹介 (重要事項説明書)

木村内科ケアサポートセンター

1 事業の目的

居宅介護支援事業は、介護保険制度の利用者を対象に、様々な問題を抱えながらも住み慣れたご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の状態に応じ、またご家族の希望に沿った「居宅サービス計画」の作成などを行うものです。

2 運営方針

- (1) 居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

- (2) 利用者の人間的尊厳を大切にし、地域の中でその人らしく自立した生活を営めるように支援します。
- (3) 利用者やその家族の自由な選択による、利用者本人にふさわしいサービスの総合的・効率的な提供に努めます。

3 当事業所の概要

事業所名	木村内科ケアサポートセンター
所在地	犬山市大字羽黒字神明6番地 医療法人 木村内科内
介護保険指定番号	2373400197
電話番号	0568-69-1528 携帯 080-3623-6009
サービス提供地域	犬山市、小牧市、扶桑町、大口町
居宅訪問頻度	(1) 最低 月1回 (2) 最低2月に1回 (a) 利用書の同意を得ること (b) サービス担当者会議等での合意を得ること ・利用者の状態が安定していること ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること ・他のサービス事業者との連携により情報を収集すること
課題分析	インターライ方式

4 職員の職種、人数、及び職務内容

区分	常勤	主な職務内容
管理者	1名	従業員の管理及び業務の管理
介護支援専門員	4名	指定居宅介護支援の提供
事務職員	1名	指定居宅介護支援の事務

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 日・祝日・8月13日～15日・12月29日～1月3日は休業日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分（緊急時は電話にて24時間対応します）

6 居宅介護支援の手順

- (1) 利用者からの居宅介護支援サービスの申し込みを受けます。
- (2) 訪問して面接を行い、解決すべき課題を把握します。
- (3) サービス事業所の選定については、複数の事業所を紹介するとともに

利用者又はその家族の希望を踏まえ、公正中立に行います。

- (4) 介護給付以外のサービス（医療保険・福祉）地域活動についても紹介を行います。
- (5) いろいろなサービスを受けるための計画を作成します。
- (6) サービスの予約など連絡調整を行います。
- (7) 介護に関するいろいろな相談を受けたり、必要に応じたアドバイスをを行います。
その他、要介護認定の代行を行います。

7 重要事項

- (1) 利用者に渡した「サービス利用票」のサービス内容を変更する場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。
- (3) 指定居宅サービス、指定居宅介護支援事業所については自由に選択できます。
- (4) 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。
- (6) 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えください。

8 その他のサービス

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、利用者のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談下さい。

- (1) 利用者のご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請（新規、変更、更新）、居宅サービス計画作成依頼届出書を代行します。
但し、手続き上、利用者の被保険者証をお預かり致します。
- (2) その他、介護保険制度や他の制度に関するご相談に応じ、必要時関係機関への連携を図ります。

9 利用料及びその他の費用

(1) 利用料

要介護1・2	1086単位/月	要介護3・4・5	1411単位/月
初回加算	300単位/月	地域加算	10.42円/単位 6級地
入院時情報連携加算Ⅰ	250単位/月	入院時情報連携加算Ⅱ	200単位/月
退院・退所加算	カンファレンス無	450単位/月（連携1回）	
		600単位/月（連携2回）	
	カンファレンス有	600単位/月（連携1回）	
		750単位/月（連携2回）	
		900単位/月（連携3回）	
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位/回（月2回まで）	
通院時情報連携加算		50単位/月	

ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月
特定事業所加算 (Ⅰ) 519単位/月 (Ⅱ) 421単位/月 (Ⅲ) 323単位/月
(A) 114単位/月

特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

要介護、要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、利用者のご負担はありません。

但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、要介護度に応じて1カ月あたりの介護報酬額と同額をご負担いただく事になります。

(2) 交通費

徴収しません。

(3) その他の利用料

代行申請等を行なう場合も費用は徴収しません。

10 サービス内容に関する苦情

- (1) 利用者に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票(居宅サービス計画)」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、当事業所の相談窓口へ遠慮なくご相談下さい。迅速に対応させていただきます。

相談窓口	担当者	豊田 啓子
	電話	(0568) 69-1528 (直通) (0568) 67-0008 (木村内科) 080-3623-6009 (緊急時・休日)
	FAX	(0568) 69-1522

- (2) 利用者は、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

犬山市役所高齢者支援課 (0568) 44-0326

愛知県国民健康保険団体連合会 (052) 971-4165

他市町村 () () -

11 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

12 秘密の保守

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得た利用者やご家族の情報を他人に漏らすことはありません。

なお、介護サービスが適切且つ円満に提供されますよう、サービス事業者にご利用者やご家族の情報を提供する事がありますが、その場合には事前にご了解をいただきます。

1 3 業務継続計画の作成に関する事項

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 4 衛生管理等

感染症が発生し又はまん延を防止するために、必要な措置を講じます。

1 5 虐待防止のための措置

高齢者の尊厳の保持や人格の尊重が達成されるように、管理者を虐待防止の責任者とし、担当職員への研修等の実施により虐待防止に努めていきます。

虐待又は疑われる事案が発生した場合は、市、関係機関（包括等）に相談、通報、届け出を行います。

1 6 身体拘束の禁止

- (1) 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束
その他利用者の行動を制限する居宅サービス計画は作成しません。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他
利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。